

日立市東平霊園

霊園一時使用（墓碑工事）の手引き

令和4年3月一部改正

- 墓碑工事に関して大切なことが書いてあります。
最後までよく読んでください。
- 手引きに記載されている基準等を満たしていない
場合、工事のやり直しを指示することがあります。
- 工事中に事故等が発生した場合、直ちに環境衛生課へ
報告してください。

令和4年3月

日立市環境衛生課

1 墓碑等の設置基準

設備の種類	設 備 基 準
墓 碑	高さ 3 m 以内に設置して下さい。
囲障 (外柵)	高さ 1 m 以内に設置して下さい。
盛 土	高さ 1 m 以内とし、囲障の高さを超えないでください。
樹木の植栽	高さ 3 m 以内にして下さい。
その他の設備	高さ 3 m 以内に設置して下さい。
備 考	1 高さの基準は、墓前通路面です。 2 焼骨を埋蔵するまでに、納骨施設及び囲障を設置してください。 3 境界の中心から 2.5 m 以上離して囲障を設置してください。 4 墓所への出入り口は、墓前通路側に設置してください。 5 樹木の種類は、管理しやすいものにしてください。

2 申請にあたって

- (1) 霊園一時使用許可申請者は、霊園使用許可証の交付を受けた方に限ります。
- (2) 工事施工者及び申請者は墓所の位置・状況等を事前に現地で確認のうえ、設置基準以内になるよう申請してください。
- (3) 申請書類は、余裕をもって提出してください。
(許可までに数日を要する場合があります。)
- (4) 申請書類は、市のホームページからダウンロードできます。

3 申請書の書き方と提出

- (1) **霊園一時使用許可申請書 (1部)** …………… 記載例 1 (5ページ) 参照

ア 「一時使用の期間 (工事期間)」は、1ヶ月以内で施工してください。

※日数は、工事開始日の属する月の日数を上限とします。

工事開始日が2月の場合は、工事期間日数は28日又は29日となります。

イ 「工事内容」は、次のとおり簡単明瞭に記載してください。

「外柵設置工事 一式 (別紙設計書のとおり)」

「墓碑等設置工事 一式 (別紙設計書のとおり)」

「墓碑等撤去工事 一式」

ウ 工事施工者の記載欄は、社判でも可。ただし、印影が明瞭で判読できるものとし、氏名欄には名称、代表者の氏名及び担当者の氏名を記載してください。

エ 「添付書類」は次のとおりです。

(ア) 霊園使用許可証の写し …… 2部

(イ) 墓所設備設計書 …… 2部

(ウ) 墓所設備図面 1 …… 2部

(エ) 墓所設備図面 2 …… 2部

* 返還に伴う墓碑等撤去工事の場合は、(ア)のみ (両面の写し)

(2) 墓所設備設計書 記載例 2 (6 ページ) 参照

- ア 許可番号・墓所の位置(区列番)を忘れずに記入してください。
- イ 各設備の寸法と図面の寸法が一致するようにしてください。
- ウ 墓碑等のデザイン・形状・材質には特に定めはありません。
- エ 設置する設備をすべて記入してください(既存の設備も含む)。
- オ 寸法記入を必要とする事項
 - ▶ 墓碑等設備の最大値(墓前通路からの高さ、以下同じ)
 - ▶ 盛土(砕石・基礎コンクリートを含む、以下同じ)の高さ
 - ▶ 外柵の高さ・幅・奥行(外柵の高さに灯籠は含みません)
 - ▶ カロートの内法寸法(幅・高さ・奥行)
 - ▶ 墓碑(盛土面からの高さ・幅・奥行)
 - ▶ その他設置する場合
 - 香炉・花立(高さ・幅・奥行)、塔婆立(盛土からの高さ・幅・奥行)、墓誌(誌面の高さ・幅・奥行)、灯籠(種類、高さ)、形象類(高さ)、その他の工作物(高さ・幅・奥行)、植栽樹木(樹種・高さ・葉張り・数量)
 - ▶ 花立と水鉢を併せて設置する場合、幅はその全体寸法とします。
 - 例 花立：高さ 20 cm・幅 65 cm・奥行 20 cm
 - ▶ 敷砂利は、敷均し厚さと面積を記入してください。
 - ▶ 敷石は、幅、奥行、厚さ、枚数を記入してください。

(3) 墓所設備図面 1 記載例 3 (6 ページ) 参照

- ア 墓所設備設計書に記載した設備全てと必要な寸法を記入し図面化してください。
必要な寸法とは、墓碑等設備の最大値、盛土の高さ、外柵の高さ・幅・奥行、カロートの内法寸法、墓碑の高さ、塔婆立ての高さ、墓誌の高さです。
- イ 記載は、丁寧にわかりやすく作図してください。
- ウ 訂正削除で、修正液等は使用しないでください。

(4) 墓所設備図面 2 記載例 4 (7 ページ) 参照

- ア 墓碑に刻する碑文等を記載してください。
- イ 墓碑の碑文に、使用者の姓と異なった姓を刻する場合は、その理由として使用者との関係がわかる書類(戸籍謄本等・1部)を添付してください。

4 霊園一時使用許可証の交付及び一時使用料の納付

- (1) 申請書類を審査のうえ、霊園一時使用許可証(以下、許可証)を交付します。
- (2) 一時使用料(墓所別料金：8 ページ参照)を納めていただきます。納付書を発行しますので、最寄りの日立市指定金融機関等で納めてください。

5 工事の注意事項

- (1) 霊園の開園時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。工事は、平日の開園時間内に行ってください。
- (2) 土曜日、日曜日、祝日、お盆、お彼岸及び年末年始は工事ができません。

- (3) 工事のために入園する際は、許可証(コピーで可)を携行し、市職員の要請があればそれを提示してください
- (4) 園内での営業行為は禁止です。
- (5) 園内は、市環境衛生課職員の指示に従い、清潔に使用してください。
- (6) 設備の設置位置・寸法は、設置基準に基づいて、許可証の図面のとおり施工してください。
- (7) 設置基準における「高さ」は、使用墓所に面する墓前通路の間口の中央部路面からの高さとします。
- (8) 工事に先立ち、隣接する区画との境界について、寸法等を確認してください。境界杭がない場合は、隣接する区画から5.0cm以上離してください。
- (9) 基礎工事をする際は、隣接する区画の基礎から5.0cm以上離して施工してください。
- (10) 掘削等で隣接墓所に影響を与えないよう細心の注意を払うとともに、工事資材、残土等を不用意に置かないでください。
- (11) 植栽等の供用施設を損傷しないよう十分注意し、必ず保護等を施してください。墓前通路上でキャタピラー等を使用する際は、必ず芝の保護を施してください。
- (12) 工事に伴い発生した残材・コンクリート・その他のゴミは、持ち帰ってください。
- (13) 資材の仮置場は責任を持って管理し、工事完成までに原状に戻してください。
- (14) 閉園後に工事機材を放置しないでください。
- (15) 生コン車使用の際、園内で生コン車の洗浄はしないでください。
- (16) 園内でコンクリート及びコンクリートを洗浄した水を流さないでください。
- (17) 進入のため「車止」をはずした場合は、その都度直ちに戻してください。
- (18) 園内の手桶及び柄杓は墓参者専用です。施工時には使用しないでください。
- (19) 現場の状況等でやむを得ない理由により設置物の内容を変更する場合は、事前に環境衛生課と協議し、内容変更の許可を受けてください。
- (20) 工事が1ヶ月以内で完了しない場合は、再度一時使用許可申請(工期延長)をしてください。その際は、一時使用料の納入が必要となります。
- (21) 墓誌を取り外して刻字する場合には、一時使用許可申請が必要となります。現場で刻字する場合には申請は不要ですが、事前に環境衛生課の承認を得てください。工期延長の申請においても内訳書及び図面等の添付書類一式が必要となります。
- (22) 既存の墓碑等のリフォームについても、一時使用許可申請が必要となります。工事完了後の様子が見えるように、既存部分も含めた設計書や図面を作成して申請し

てください。

6 完成検査

- (1) 工事完了後は、環境衛生課職員の検査を受けてください。
- (2) 検査は、毎週水曜日の午後1時30分（平日のみ、水曜日が祝日の場合は除く）に行きます。許可工事期間内（最終日が木曜日以降の場合は直近の水曜日）に検査を受けてください。
なお、希望検査日の前日までに、環境衛生課までご連絡ください。
- (3) 検査は一時使用許可証に基づき、設置工作物、寸法、碑文の内容等を以下のとおり確認します。
 - ア 申請された図面どおりの施工がされているか。
 - イ 設置基準内に収まっているか（高さの基準は「墓前通路面」とします）。
 - ウ 隣接墓所から5.0cm以上離れているか（外柵及び基礎部分）。
- (4) 完成検査に先立ち、申請内容を下検査し、工事内容と書類の確認をしてください。
- (5) 完成検査には、申請者又は施工者が立ち会ってください。
- (6) 返還に伴う墓碑等撤去工事の場合は、土を山砂等により入替(10cm程度)してください。
- (7) 検査時には、次のものを用意してください
 - ア 霊園一時使用許可証（原本）
 - イ 完成写真（下記の写真を所定の台紙に貼ったもの2部）…記載例5（7ページ）参照
 - ① 正面
 - ② 側面

*返還に伴う墓碑等撤去工事の場合

 - ① 撤去前
 - ② 撤去後
- (8) 検査の結果設置基準を満たしていない場合は、やり直しとなります。

7 事故等について

- (1) 工事中に発生した事故・盗難等について、市では一切責任を負いません。
- (2) 事故等が発生した場合には、直ちに環境衛生課に報告するとともに、原因者の責任で処理してください。

霊園一時使用許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

日立市長 殿

住所（所在地） 日立市助川町1丁目1番1号

申請者 氏名（名称） 日立 太郎

電話番号 22-3111

次のとおり、霊園を一時使用したいので申請します。

霊園名	日立市東平霊園
許可番号	第***号
使用場所の表示	**区**列**番
一時使用の期間	〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
工事の内容	墓碑等設置工事一式(別紙内訳書のとおり)
施工者	住所（所在地） 日立市助川町2848番地の1 氏名（名称） 株式会社 どうへい石材 代表 日立 太郎 電話番号 22-3111 担当 〇〇
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 設計書 <input checked="" type="checkbox"/> 図面

記載例 2

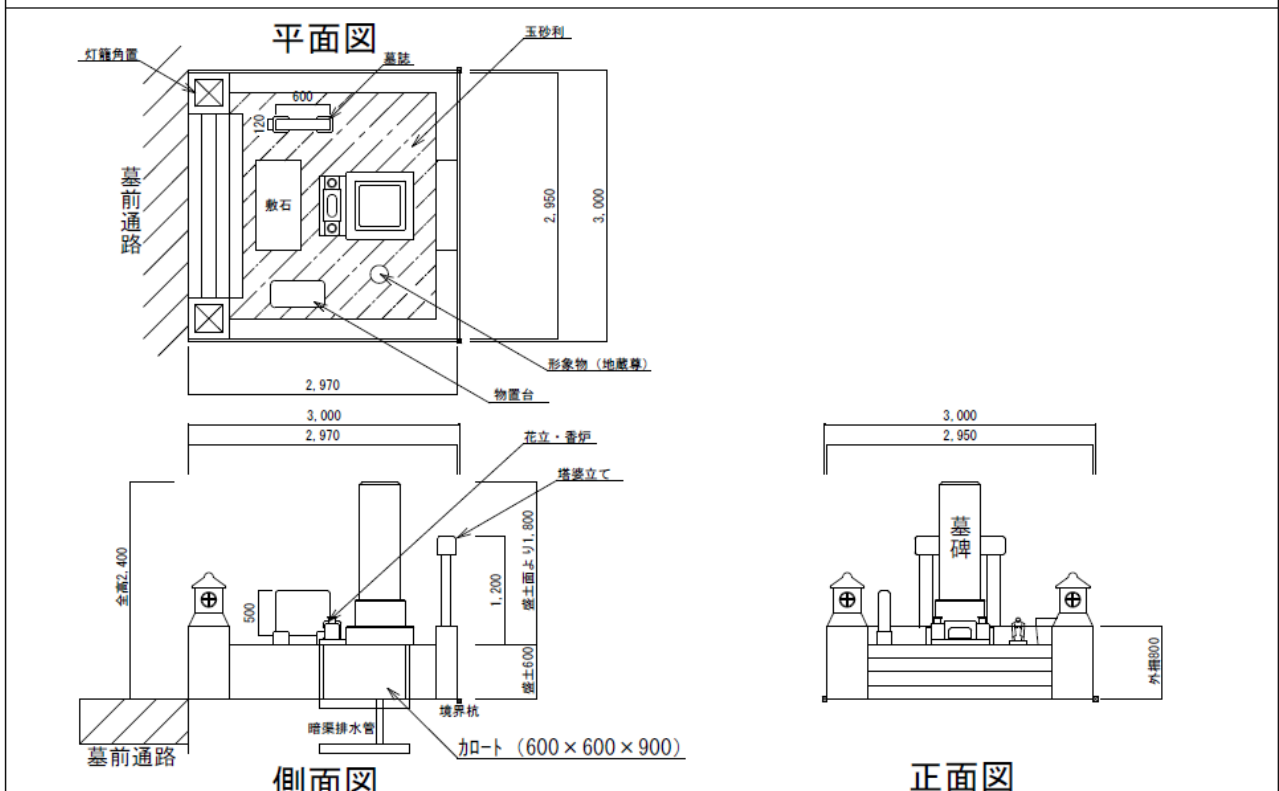
墓所設備設計書

許可番号 第 *** 号 区画番号 ** 区 ** 列 ** 番

設備名	細別・規格寸法	数量	単位	摘要（施行業者名）	完成確認
	全 高:墓前通路より 240cm・盛土高 60cm			(株)とうへい石材	
外 柵	全体寸法:高さ 80cm・幅295cm・奥行297cm	1	基	日立市助川町2848-1	
カート	内 法:高さ 60cm・幅 60cm・奥行 90cm	1	基	22-3111	
墓 碑	高 さ:盛土面より 180cm	1	式		
	:高さ100cm・幅45cm・奥行45cm	1	式		
	芝 台:高さ25cm・幅45cm・奥行20cm	1	基		
香 炉	高 さ:20cm・幅45cm・奥行20cm	1	基		
花 立	高 さ:25cm・幅45cm・奥行20cm	1	基		
塔婆立	高 さ:盛土面より120cm・幅100cm・奥行20cm	1	基		
墓誌	誌 面:高さ50cm・幅60cm・厚さ12cm	1	基		
灯籠	種 類:角置 45cm角・高さ60cm	1	基		
物置台	自然石 長径60cm・高さ 30cm	1	基		
形象	種 類:地藏尊 高さ30cm	1	基		
敷石		○	枚		

記載例 3

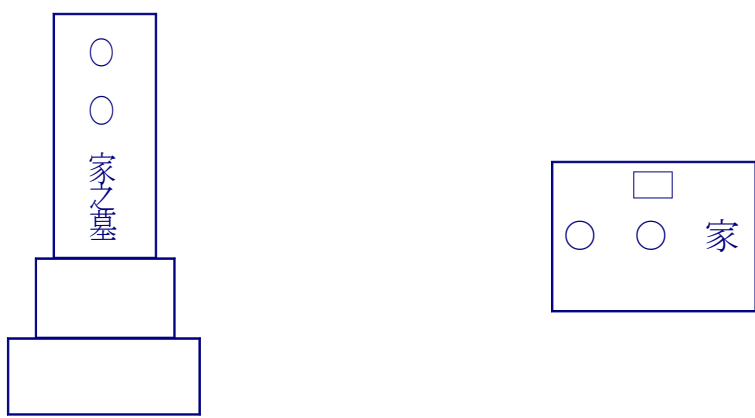
墓所工事申請書付図（第○種）許可番号 第****号 墓所区画○区○列○番



記載例 4

墓所設備図面2 許可番号 第 **** 号 墓所区画 ** 区 ** 列 ** 番


碑文




備考 使用者の姓と異なる姓または、複数の姓を墓碑に銘する場合は、書類（戸籍謄本）を添付してください。

完成写真 許可番号 第 **** 号 ○○区 ○列 ○○番

正面



側面



記載例 5

* 返還に伴う墓碑等撤去工事の場合は、撤去前と撤去後

霊園一時使用許可申請から工事完了まで

環境衛生課窓口（市役所 2 階山側）

許可申請

- 1 霊園一時使用許可申請書を提出する（申請書 1 部、添付書類は各 2 部）。
 - (1) 霊園使用許可証の写し *返還に伴う墓碑等撤去工事の場合は、(1)のみ(両面)
 - (2) 墓所設備設計書
 - (3) 墓所設備図面 1（墓碑工事図面）
 - (4) 墓所設備図面 2（碑文）
 - (5) その他

・使用者と碑文の姓が違う場合⇒戸籍謄本等（1 部）

※申請書は右のQRコードからダウンロードできます。



- 2 審査後、一時使用許可証を交付します。
- 3 一時使用料を納入通知書により、日立市指定金融機関等で納付します。

墓所面積	6 m ²	7 m ²	8 m ²	9 m ²	11 m ²	12 m ²
一時使用料	520円	520円	680円	680円	790円	790円

↓
工事着手（1ヶ月以内）

工事完了

- 1 現場下検査をする。 *返還に伴う墓碑等撤去工事の場合は、
- 2 完成写真を撮影する。 土を山砂等により入替する
- 3 電話等により、完成検査の申込をする（検査日前日まで）。

完成検査：毎週水曜日の午後1時30分（平日のみ、水曜日が祝日の場合は除く）

- 1 申請者または施工者が立会う。
- 2 用意するもの
 - (1) 霊園一時使用許可証（原本）
 - (2) 完成写真（2部）

問合せ先

日立市環境衛生課 8:30~17:15（土日、祝日を除く）

〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号

電話 0294(22)3111 内線542・543 IP電話 050-5528-5067(直通)

E-mail eisei2@city.hitachi.lg.jp



令和4年3月発行